

第3期海南省障害者基本計画

第1章 障害や障害のある人への理解促進

1. 理解促進と地域交流

今後の方向性

- 障害や障害のある人に対する正しい知識の普及と理解を促進します。
- 障害のある人への差別の解消とともに、合理的配慮の提供について、啓発・周知を行い、市民や企業等の意識の向上を促します。
- 障害のある人もない人も、それぞれの個性や強みを発揮できる機会を創出するために、地域活動や交流の場を充実します。

取組み	内容	主な事業等
差別解消及び理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障害のある人への合理的配慮の提供についての広報・啓発により障害者差別の解消に努めます。 ○身体障害、知的障害、精神障害をはじめ、発達障害、高次脳機能障害、難病、依存症等についての広報・啓発により、障害や障害のある人についての理解促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業
地域の見守り・支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が地域の中で自立・共生できるよう、相談支援事業所、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が連携し、困りごとの早期発見や見守りなど、支え合い活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援事業 ○民生委員・児童委員との連携強化
地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の住み慣れた地域での住民との交流を促進するため、公民館施設等でのイベントの企画・実施など交流の場づくりに努めます。 ○海南市社会福祉協議会と連携し、障害のある人の社会参加の促進を図るため、障害者関係団体やボランティア団体などへの活動支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター事業 ○ふれあい・いきいきサロン支援事業 ○障害福祉推進団体支援事業 ○ボランティアセンター活動事業

2. 権利擁護の推進

今後の方向性

- 障害のある人への虐待防止と早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携を強化します。
- 障害のある人が地域でその人らしい生活ができるように、就学や就労等、さまざまな日常生活の場面で、本人の意思決定の尊重と権利擁護のための制度の普及を図ります。

取組み	内容	主な事業等
障害のある人への虐待の対応	○障害のある人への虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する情報収集などに迅速に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。	○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業
福祉サービス利用援助の推進	○判断能力が十分ではない人が、適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、利用援助、財産管理を行う事業の普及と活用の支援に努めます。	○権利擁護事業 ○権利擁護啓発事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業
成年後見制度の利用支援	○意思決定の困難な障害のある人が、財産管理や福祉サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことなどがなないように、成年後見制度の申立てや後見人への報酬などについて支援や助成を行い、利用促進と制度の周知に努めます。	○成年後見制度利用支援事業

3. 福祉教育の推進

今後の方向性

- 各学校・家庭・地域などにおいて、人権や福祉について学ぶことができる機会を増やすように努めます。
- 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いに理解し合う取組みを進めます。

取組み	内容	主な事業等
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における人権学習などの福祉教育の推進を図るとともに、障害のある児童・生徒との交流、共同学習の推進に努めます。 ○児童・生徒の人権尊重の意識を高めるため、「和歌山県人権教育基本方針」や「海南市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、学校教育活動全体を通じ、一人ひとりを大切にする教育の充実に努めます。 ○特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と、通常学級の児童・生徒が交流する場を設け、すべての児童・生徒が障害について理解を深める機会の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育研修会 ○人権尊重作文集の発行 ○特別支援教育事業
生涯学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館等の社会教育関連施設において、障害に関する理解を深めるため、講座を開催します。 ○市民に対して障害のある人等の人権に関する理解を深めるため、人権講演会を開催します。 ○聴覚障害のある人への理解を深めるため、手話講習会を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動 ○講座・講演会の開催 ○人権フェスティバルの開催 ○人権セミナー事業 ○人権教育事業 ○コミュニケーション支援事業 ○手話奉仕員養成講座の開催



第2章 地域生活における相談や支援体制の整備

1. 相談支援体制の充実

今後の方向性

- 障害のある人の相談に幅広く対応できるよう包括的な相談窓口体制を構築します。
- 基幹相談支援センターや障害者地域自立支援協議会を中心とし、情報の共有や必要に応じた専門機関との調整等、相談支援体制の強化を図ります。
- ピアサポートやピアカウンセリング等の当事者による活動を支援します。

取組み	内容	主な事業等
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者及び知的障害者相談員を設置し、当事者として障害のある人やその家族からの相談に応じ、助言等を行います。 ○生活全般の相談から障害の特性による専門的な相談まで幅広く対応するための相談支援事業所を設置します。 ○相談支援事業所等へ障害のある人からの相談があった場合、必要に応じて行政等より適切な障害福祉サービスの情報提供を行うなど、相談支援機関との連携に努めます。 ○身近な地域での相談体制を充実し、困りごとを抱えた人が包括的で専門的な支援につながる仕組みを構築します。 ○障害のある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する総合的な調整を行う障害者地域自立支援協議会の機能強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談員事業 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業 ○相談機関との連携強化 ○障害者地域自立支援協議会の機能強化
社会生活力を高める支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山県と連携して、障害のある人と家族が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手などになる、ピアサポート・ピアサポーターに関する情報提供を行います。 ○障害のある人同士で、情報や問題の共有を行うピアカウンセリングの活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談員事業 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業 ○障害者地域自立支援協議会の機能強化
包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな困りごとを抱えた人が、身近なところで相談ができる体制づくりと、民生委員・児童委員や障害者相談支援事業所、自立相談支援機関などの関係機関が連携・情報交換を図り、包括的な相談体制の構築を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業 ○相談機関との連携強化

2. 福祉サービスの充実

今後の方向性

○障害のある人が地域で安心して暮らすために、自らが必要とする福祉サービスを適切に受けられる環境と、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備します。

取組み	内容	主な事業等
在宅福祉サービスの充実	○障害のある人や難病の人及びその家族の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護や短期入所などのサービスの充実を図ります。	○居宅介護 ○短期入所
地域生活支援拠点等の整備	○地域生活の継続の支援、緊急時の受け入れ等の機能を担う地域生活支援拠点等を整備します。	○地域生活支援拠点整備事業
日中活動の場の確保	○障害のある人の地域での社会参加促進のため、日中活動の場の確保に努めます。	○同行援護 ○行動援護 ○日中一時支援 ○地域活動支援センター事業
障害のある高齢者への生活支援	○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な人に対して、相談支援事業所等と連携し、円滑なサービス移行ができるよう努めます。	○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業 ○関係機関との連携強化



3. 居住支援の充実

今後の方向性

- 親亡き後を見据えて、生活の場としての共同生活援助（グループホーム）等の整備を支援します。
- 引き続き、施設入所者等が地域生活に移行するための支援体制の充実に努めます。

取組み	内容	主な事業等
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人の地域生活を支援するため、共同生活援助（グループホーム）などの居住支援サービスの充実に努めます。○共同生活援助（グループホーム）等の施設整備費の助成を行います。	<ul style="list-style-type: none">○共同生活援助○グループホーム整備費補助事業
施設入所者の地域生活への移行促進	<ul style="list-style-type: none">○福祉施設入所者や入院中の障害のある人が、地域生活へ円滑に移行できるよう、サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○地域移行支援○地域定着支援○障害者相談支援事業



4. 保健・医療の充実

今後の方向性

- 障害の原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりを支援します。
- 障害のある人等が地域において必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- うつ病等の精神障害、発達障害、難病、依存症等に関する正しい知識の普及や適切な支援を行います。

取組み	内容	主な事業等
各種健（検）診の充実	○生活習慣病を予防・早期発見するための健（検）診や、乳幼児健診をはじめとする各種健診について、整備を図ります。	○特定健康診査事業 ○がん検診事業 ○乳幼児健康診査事業 ○5歳児健康診査事業
相談・指導体制の充実	○健康相談、発達相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と、医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス・指導が行えるよう内容の充実を図ります。 ○専門的治療を必要とする人に対応するため、医療機関や保健所、訪問看護ステーション等との連携を図るとともに、日頃から安心して医療を受けることができるように、かかりつけ医の推奨に努めます。	○発達相談事業 ○訪問指導の実施 ○健康相談事業 ○医療機関等との連携
公的医療助成制度の実施	○障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用により福祉の増進を図ります。	○自立支援医療給付事業 ○重度心身障害者等医療費助成事業
こころの健康づくりの推進	○精神科医療機関等との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療など適切なケア体制の推進に努めます。	○医療機関等との連携
発達障害に対する支援の充実	○相談支援体制の強化・充実を図ります。 ○発達障害のある人や家族への支援体制の確保に努めます。	○巡回支援専門員の配置
依存症対策の推進	○依存症に対する幅広い普及啓発、相談機関等の充実を図ります。 ○支援の充実のため、関係機関が連携を図ります。	○啓発活動 ○障害福祉推進団体支援事業

5. 情報・コミュニケーションの充実

今後の方向性

○サービスや支援を求める人が必要なサービスを受けることができるように、情報の発信を充実するとともに、情報提供のさまざまな媒体や、音声、手話、要約筆記等を活用するなど、障害の特性に配慮した情報提供を行います。

取組み	内容	主な事業等
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○声の広報の発行や、広報紙にユニバーサルデザインフォントを使用するなど、障害のある人にとって親しみやすく読みやすい広報媒体の作成に努めます。 ○障害のある人やその家族に必要な情報が的確に伝わるよう、広報紙やホームページ、安全・安心メール配信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用し、情報提供の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報公聴事務 ○啓発活動
コミュニケーションの充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所における行政手続きや各種相談などが円滑に行えるよう、手話通訳者の設置に努めます。 ○意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の充実を図ります。 ○講演会や研修会などにヒアリンググループや手話通訳者等を活用してもらえよう、広報・啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーション支援事業 ○ヒアリンググループの貸出



第3章 障害のある子どもへの支援

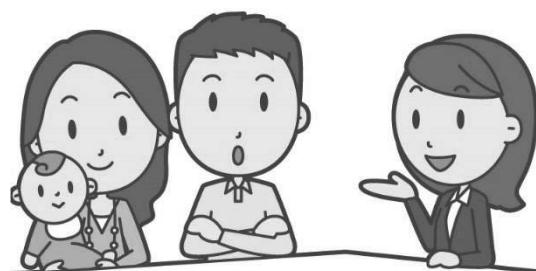
1. 保育・教育における支援体制の充実

今後の方向性

○障害のある子どもの健やかな発達のために、ライフステージに応じて適切な支援に向けた、関係機関での情報共有のためのネットワークを構築します。

取組み	内容	主な事業等
保育所・認定こども園・幼稚園での受入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士や幼稚園教諭などの加配職員の配置により、障害のある子どもの受入体制の充実に努めます。 ○障害のある子どもの状況に応じた個別の指導計画等を作成し、保育・教育の充実に努めます。 ○保育所・認定こども園や幼稚園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児保育 ○発達相談事業 ○特別支援教育事業 ○加配職員の充実 ○個別の指導・教育支援計画作成
校内体制の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や校内委員会の設置など、校内体制の整備推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーターの配置 ○特別支援教育に係る校内委員会の設置
各種研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○海南省特別支援教育推進会議等において、障害に対する理解やその支援の方法など、各種研修を実施します。 ○就学前障害児教育連絡会（通称「ほほよせ」）による幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を図るための合同研修を実施し、就学前からの子どもの発達課題に対する支援等の知識・理解を深めます。 ○保育所や幼稚園等において、障害の早期発見に努め、必要に応じて相談機関と連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育事業 ○教職員研修
情報提供支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもや保護者に対し、身近な幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校の情報提供を図るため、教員・保育士が連携し、情報共有・交換のできる場の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 ○保育・教育機関の連携強化 ○障害者相談支援事業

取組み	内容	主な事業等
医療的ケア児への支援の充実	○医療的ケア児への支援に向けて、関係機関の協議の場を設置し、適切な支援方法の検討や、情報共有を行います。	○障害者地域自立支援協議会との連携強化
保健・医療・教育・福祉の連携	○障害のある人への生涯一貫した保健・医療・教育・福祉の連携支援体制の構築を図ります。	○障害者地域自立支援協議会との連携強化



2. 障害のある子どもへの療育の充実

今後の方向性

○障害のある子どもやその家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。

取組み	内容	主な事業等
障害の早期発見及び療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の発達の見逃し防止において定期健診の受診の徹底を図り、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療、療育に対応します。また、個別指導を取り入れ、よりきめ細やかな対応に努めます。 ○乳幼児の発達の特性の理解や接し方、遊ばせ方など親子への支援に努めます。 ○健診後のフォロー体制として、乳幼児の発達課題に応じた保育内容を研鑽・実践し、障害のある乳幼児の療育体制と育児支援の充実に努めます。 ○保健・医療・教育・福祉をはじめとする関係機関との連携を図り、発達障害等の早期発見に努めるとともに、発達状況に応じた適切な支援が受けられる体制づくりに努めます。 ○障害のある乳幼児の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の事業を継続して実施するとともに、リズム遊び・水遊び・絵本・手遊びなどの課題活動に取り組みます。 ○放課後や休日を含め、日中活動支援が必要な子どもやその家族へのサービスの充実に努めます。 ○障害のある児童・生徒の放課後や長期休暇での居場所及び活動の場の確保に努めます。 ○保護者の経済的負担を軽減し、障害のある子どもが必要な療育を受けやすい環境を整備するため、未就学の子どもの給食費を原則無償となるよう補助します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査事業 ○5歳児健康診査事業 ○発達相談事業 ○親子教室事業 ○通級指導教室 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○移動支援事業 ○日中一時支援事業 ○保育所等給食費無償化事業 ○未就学児給食費補助事務 ○障害児給食費等補助事業
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の発達検査と家族のカウンセリング、日常生活における指導を実施するほか、関係機関の紹介を行います。 ○児童相談所や保健所、相談支援事業所等との連携を強化し、子どもの養育、虐待等さまざまな相談に迅速に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査事業 ○5歳児健康診査事業 ○発達相談事業 ○訪問指導の実施 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業

3. インクルーシブ教育システムの構築

今後の方向性

○国のインクルーシブ教育の理念・推進の方向性を踏まえて、一人ひとりの障害の特性や状態に応じた教育を推進します。

取組み	内容	主な事業等
障害のある児童・生徒に対する教育の充実	<p>○就学後の障害のある児童・生徒に対する教育・指導については、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じて、関係者で十分に協議し、その充実に努めます。</p> <p>○状況に応じたきめ細かな教育を行えるよう、県などが主催する各種研修会への参加を奨励します。</p> <p>○特別支援学校と市内各学校の特別支援教育担当教員との実践的な交流や研究会を実施するなど、特別支援教育に関する教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。</p>	<p>○特別支援教育事業</p> <p>○かいなん学校教育サポート事業</p> <p>○教職員研修</p>
就学相談・教育相談の充実	<p>○関係機関の協力により、発達検査・相談を行い、保育・指導・支援の方策について助言します。</p> <p>○就学先の情報提供や具体的な支援方法等について各学校・家族と継続的に相談ができるよう、保健・医療、教育・福祉の関係者で就学巡回相談等を実施します。</p> <p>○乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援が実施できるよう、特別支援学校など関係機関等とのネットワーク体制の整備に努めます。</p>	<p>○特別支援教育事業</p> <p>○教育相談等事業</p>
学校施設の整備	<p>○学校施設における段差の解消やスロープ、手すりなどの設置、トイレの改修を引き続き進めます。また、新規施設整備の際には、エレベーターの設置についても検討します。</p>	<p>○学校施設整備事業</p>



第4章 自立した地域生活への支援

1. 就労支援体制の充実

今後の方向性

○障害のある人が自立して地域で暮らすことができるよう、就労意欲の醸成や、就労に関する相談支援及び事業者に対する障害への理解促進の取組みを行います。

取組み	内容	主な事業等
就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、福祉、教育などからの雇用を推進するため、ハローワークなど関係機関との連携強化を図るとともに、雇用前から雇用後の職場定着支援のため、就労支援体制の充実に努めます。 ○和歌山障害者職業センターの就労支援についての周知・広報を行い、利用促進に努めます。 ○働く場において、雇用の前後を通じ障害のある人と事業者双方を支援するジョブコーチの周知を図り、利用の促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動 ○就労関係機関との連携強化 ○障害者地域自立支援協議会との連携強化 ○ジョブコーチ活用の周知 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業
職業復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事に復帰したい人のニーズに応えるため、福祉サービスの活用促進を図るとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し就労相談支援の充実に努めます。 ○職場実習を行うための協力事業者の確保に努めます。また、就業条件などについて、柔軟に対応できるように、事業者への要請に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援 ○地域活動支援センター事業 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業
一般就労への移行・定着への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対して、一定期間試験的に雇用するトライアル雇用制度の周知に努めます。 ○一般就労への定着を促進するために、就業の場で障害の特性に応じた指導や配慮が提供できるように事業者への啓発に努めます。 ○職場におけるコミュニケーションを保障するため、手話通訳者派遣の活用等についても啓発・周知に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○トライアル雇用制度の周知 ○啓発活動 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業

取組み	内容	主な事業等
広域的な就労ネットワークの形成	○特別支援学校、障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。	○障害者地域自立支援協議会との連携強化
市役所における雇用の推進	○障害のある人の雇用を推進するとともに、働きやすい環境づくりに努めます。	○障害者チャレンジ雇用

2. 雇用の創出と就労定着

今後の方向性

○引き続き、障害のある人の一般就労を推進するとともに、働き続けられる環境づくりを進めます。

取組み	内容	主な事業等
日中活動事業所の運営基盤の強化	○市役所は、障害者就労支援施設等から優先的に物品の購入や業務の発注等を行うように努めます。 ○障害のある人の福祉的就労の場となる就労継続支援事業所や生産活動を含めた日中活動を行う地域活動支援センターの活動を障害者地域自立支援協議会と連携し、支援に努めます。	○障害者優先調達の推進 ○就労継続支援 ○地域活動支援センター事業 ○障害者地域自立支援協議会との連携強化
福祉施設から一般就労への移行促進	○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、障害者地域自立支援協議会と連携し、就労移行支援事業所への支援に努めます。 ○障害者地域自立支援協議会と連携し、障害者雇用に関する制度の周知を図るとともに、障害者雇用を積極的に行っている事業者の事例研究・情報提供などを行い、一般雇用の拡大に努めます。	○就労移行支援 ○就労定着支援 ○基幹相談支援センター事業 ○障害者相談支援事業 ○障害者地域自立支援協議会との連携強化
就労施設の利用促進	○障害のある人が、就労移行支援や就労継続支援を行う施設に通所するために必要な費用の一部を支援します。	○障害者通所交通費助成事業

3. 文化芸術活動・スポーツなどの参加促進

今後の方向性

○障害のある人がスポーツや文化・芸術活動といったさまざまな分野で、自らの能力を発揮し、自由に表現を行い、自己実現ができるように、活動の支援及び施設整備を進めます。

取組み	内容	主な事業等
文化・芸術活動への支援	<p>○障害のある人がさまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設の整備や使用料等の負担軽減などに努めるとともに、活動成果の発表の場の充実を図ります。</p> <p>○公民館等で開催されるイベントなどにおいて、障害のある人も気軽に参加できるよう交流の促進とふれあいの場づくりに努めます。</p>	<p>○市美術展開催事業</p> <p>○文化祭の開催</p>
障害者スポーツの推進	<p>○障害者団体等と連携を図り、障害者スポーツの実施機会の提供に努めるとともに、和歌山県障害者スポーツ協会が実施するスポーツ教室や講習会等の周知・広報を図ります。</p> <p>○障害のある子どものための水泳教室を開催し、指導員の拡充に努めます。</p>	<p>○障害者スポーツ大会参加等事業</p> <p>○室内温水プール運営事業</p>
スポーツ施設の整備・充実	<p>○身体状況に応じてスポーツを楽しみ、生きがいを持つよう地域のスポーツ施設の整備の充実に努めます。</p>	<p>○社会体育施設の整備</p>



第5章 安心・安全な環境づくり

1. 福祉のまちづくり

今後の方向性

○障害の有無に関わらず、地域で暮らし続けることができる環境の整備に向けて、施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進や、既存施設の整備や改修を支援します。

取組み	内容	主な事業等
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none">○公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設を新設する際には、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障害の有無に関わらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備促進に努めます。○公共施設における障害者用トイレなどのバリアフリー情報について、広く市民に情報提供できるよう努めます。○障害のある人が安心して移動できるよう、道路などの交通環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○公共施設の整備○交通安全施設整備事業
民間施設整備の啓発	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、事業者等への理解促進と施設の整備・改善の啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○啓発活動
個人住宅の整備への支援	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人の日常生活での利便性を高めるため、手すりの取り付けや段差の解消等、居宅における改修への支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○障害者の住宅改修費・改造費の助成

2. 移動交通支援の充実

今後の方向性

○障害のある人が、安心して外出できるよう、移動支援の充実に努めます。

取組み	内容	主な事業等
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○移動が困難な障害のある人に、同行援護や移動支援事業を実施します。○障害のある人が外出しやすいよう、コミュニティバスによる移動支援の充実に努めます。○外出が困難な障害のある人に、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付し、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。○障害のある人の社会参加のために必要な自動車の改造費用や、運転免許取得費用の全部または一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none">○同行援護○移動支援事業○地域公共交通協議会事業○福祉タクシー事業○自動車改造助成事業○自動車運転免許取得助成事業



3. 防災・防犯対策の推進

今後の方向性

- 災害等の緊急時において、障害のある人の避難を支援するとともに、福祉避難所等における障害の特性に配慮した支援を行います。
- 障害のある人を対象とした犯罪を未然に防ぐための防犯体制や情報提供の体制を整備します。

取組み	内容	主な事業等
避難行動要支援者名簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿への登録を呼び掛け、災害時に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする人に対して迅速かつ適正な支援が行えるよう情報の収集等に努めるとともに、障害のある人やその家族等の防災意識の高揚を図ります。 ○災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、警察、消防、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などの協力・連携体制の整備を図ります。 	○避難行動要支援者台帳整備事業
避難先での支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時より福祉避難所として指定された機関との連携を図り、災害時に障害のある人が介護や医療的ケアなどを受けことができ、安心して避難生活が送れるよう支援の充実に努めます。 ○福祉避難所の指定の増加に努めるとともに、バリアフリーへの配慮や必要な備蓄物資の確保等に努めます。 	○福祉避難所の指定・運営
応急手当に関する知識・技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人を含め、市民自らが緊急時においても一定の応急手当が施せるよう、応急手当指導員による指導を実施します。 	○応急手当普及啓発事業



取組み	内容	主な事業等
緊急時の通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の緊急時における通報手段として、緊急通報装置や携帯電話・インターネット端末機を利用したサービスの利用促進に努めます。 ○利用登録をした人に市内の防災情報を携帯電話やパソコン等に配信するサービスの利用促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○NET119 緊急通報システムの周知 ○安全・安心メール配信事業 ○障害者用メール 110番の周知
災害ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの運営において、障害のある人の視点を盛り込み、災害時の配慮ができる体制づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア活動
防犯知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○広報かいなんや海南市社会福祉協議会の広報誌、講演会、市のホームページなどを積極的に活用し、障害のある人への防犯に関する知識・情報を提供します。また、安全・安心なまちづくり推進協議会による啓発活動を行い、防犯意識や知識の普及・啓発に努めます。 ○利用登録をした人に市内の防犯情報を携帯電話やパソコンにメール等で配信するサービスの利用促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯啓発活動 ○安全・安心メール配信事業
防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心なまちづくり推進協議会を中心に、市、警察等と連携・協力し、地域ぐるみの防犯体制の確立を進めます。また、地域の良好な防犯環境を創出するため、防犯灯の設置を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心なまちづくり推進協議会事業 ○防犯灯設置維持管理事業



第6期海南省障害福祉計画・第2期海南省障害児福祉計画

第1章 計画の考え方

1. 計画策定に向けて踏まえるべきポイント

計画策定にあたり、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮することとされています。

(1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めること。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人等がその障害の種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ること。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、福祉施設への入所や医療機関への入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めること。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むこと。

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域での質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を図るとともに、障害のある子どもが障害児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進すること。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供できるよう保健、医療、教育、福祉、保育、就労支援等の関係機関と連携を図ること。

(6) 障害福祉人材の確保

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があること。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等を通して、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図ること。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の地域における社会参加を促進するために、障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動等の多様なニーズを踏まえた支援を推進すること。

2. サービス提供における基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、次に掲げる点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

①必要とされる訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスの確保に努めます。

②障害のある人が希望する日中活動系サービスの確保

障害のある人が、希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）をニーズに即して受けられるようサービスの確保に努めます。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害のある人などの地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

⑥依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要です。

地域においてさまざまな関係機関が密接に連携して依存症のある人やその家族等に対する支援を行います。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

①相談支援体制の構築

障害のある人等が、地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種のニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

福祉に関する各般の問題について障害のある人等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保することが求められます。

また、これらの取組みを効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要です。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実を向けた検討を行います。

②地域生活の移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設、児童福祉施設への入所や精神科病院へ入院している障害のある人等の人数を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていく必要があります。

さらに、現在地域で生活している障害のある人等が、そのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて、地域定着支援のサービスの充実を図ることが重要です。

これらのサービスの提供体制の確保など、地域における障害のある人等への総合的な支援のための体制を構築するために、障害者地域自立支援協議会などの関係機関との連携により、地域の課題の解決や改善に取り組みます。

③発達障害のある人及び家族等への支援体制の確保

発達障害のある人等の早期発見・早期支援には、発達障害のある人やその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、発達障害のある人やその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

(3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、教育、福祉、保育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子どもやその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

①地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害のある子どもやその家族に対する支援については、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

また、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害のある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があります。

②保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の整備にあたっては、保育所や認定こども園、学童保育室等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障害のある子どもの早期発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、市において障害福祉部局は母子保健施策部局や県の小児慢性特定疾病施策担当部局との連携体制を確保することが必要です。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、学童保育室、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④特別な支援が必要な障害のある児童に対する支援体制の整備

④-1 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児及び医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等必要な支援が受けられるように、対象となる子どもの人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、教育、福祉、保育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

なお、この場においては、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要です。

④-2 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある児童に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

(4) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、障害のある児童に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

第2章 前回計画の評価

1. 第5期海南市障害福祉計画の成果目標及び実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市では、前回計画において、令和2年度末までに施設入所者のうち6人が地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数から2人削減することを目指しました。

令和2年度における福祉施設の入所者の削減数は2人と、目標を達成する見込みですが、福祉施設から地域生活への移行者数は目標どおり進んでおらず、令和2年度で3人を見込んでいます。

地域移行の取組みや支援を進めていますが、障害の重度化や高齢化により、施設での生活を必要とする人がいることから、可能な範囲での地域移行を進めているところです。

項目	目標値	実績
	令和2年度末	令和2年度末見込み
地域生活への移行者数	6人	3人
福祉施設の入所者の削減数	2人	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前回計画では、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和2年度までに設置することを目標としました。

これまで、障害者地域自立支援協議会等に意見を伺いながら協議の場の設置方法等についての検討を行っていますが、令和2年度末までの設置は困難な状況です。

本市において、精神障害者数が年々増加している状況も踏まえ、引き続き、協議の場の設置を目指します。

項目	目標値	実績
	令和2年度末	令和2年度末見込み
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有	無

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備が必要であり、本市においては、複数の機関が機能を分担する「面的整備」を基本とし、平成30年度末までに緊急時の受入・対応や相談等、障害者地域自立支援協議会や当事者団体のニーズが高い機能から段階的に整備を進めることとしていました。

目標に掲げたとおり、平成30年度から複数の機関が機能を分担する「面的整備」での地域生活支援拠点を設置し、緊急時の受入・対応や相談等、障害者地域自立支援協議会や当事者団体のニーズが高い機能から段階的に整備を進めています。

今後も、地域で生活する障害のある人の状況やニーズに応じて、地域生活支援拠点の機能強化を検討する必要があります。

項目	目標値	実績
	平成30年度末	平成30年度末
地域生活支援拠点等の整備	有	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行

前回計画では、本市のこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて、令和2年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者数を3人と見込み、就労移行支援事業所の利用促進と、就労定着支援における職場定着率8割以上を目指しました。

その結果、一般就労への移行者は4人と目標を上回り、また、就労定着支援事業所の職場定着率は10割と目標を大きく達成しています。ただし、就労移行支援事業所の利用者は4人と目標より少ない状況です。

項目	目標値	実績
	令和2年度末	令和2年度見込み
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人	4人
就労移行支援事業利用者数	9人	4人
就労定着支援開始後1年後の職場定着率	8割以上	10割

2. 第1期海南市障害児福祉計画の成果目標及び実績

前回計画では、障害児通所支援等における障害のある子どもやその家族に対する支援について、地域の中核的な支援施設として児童発達支援センターを中心に重層的な支援体制の整備を図ることを目指し、児童発達支援センターの設置を令和2年度の目標として掲げました。また、保育所等訪問支援を利用できる体制を整えるとともに、重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できるよう、支援体制の充実を目指しました。そして、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、教育、福祉、保育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目標としました。

現在、本市においては、児童発達支援センターがなく、また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場も障害者地域自立支援協議会等に意見を伺いながらその設置方法等についての検討を行っていますが、令和2年度末までの設置は困難な状況です。

一方で保育所等訪問支援を利用できる体制や、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は確保できており、引き続き体制の維持に努めます。

項目	目標値	実績
	令和2年度末	令和2年度末見込み
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	有	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	無

3. サービスの実績

(1) 障害福祉サービス等

①訪問系サービス

訪問系サービスについては、平成 30 年度から令和元年度にかけて大幅に増加したものの令和 2 年度には若干減少しています。なお、ほぼ計画値どおりの実績となっています。

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	計画値	2,533	2,535	2,538
		実績値	2,518	2,699	2,665
	利用者数	計画値	126	129	132
		実績値	124	131	130

※令和 2 年度は実績見込

②日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、概ね増加傾向にありますが、就労移行支援、短期入所(医療型)については減少傾向です。

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護	利用日数	計画値	2,672	2,796	2,925
		実績値	2,570	2,591	2,601
	利用者数	計画値	142	149	156
		実績値	131	134	132
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	計画値	22	22	22
		実績値	3	15	16
	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	計画値	132	150	171
		実績値	101	150	246
	利用者数	計画値	11	12	13
		実績値	8	10	15
就労移行支援	利用日数	計画値	132	152	175
		実績値	99	94	75
	利用者数	計画値	7	8	9
		実績値	5	6	4
就労継続支援 (A 型)	利用日数	計画値	844	877	912
		実績値	803	795	839
	利用者数	計画値	42	44	46
		実績値	40	39	42

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援 (B 型)	利用日数	計画値	2,965	3,058	3,211
		実績値	2,831	2,945	3,002
	利用者数	計画値	192	197	202
		実績値	169	175	177
就労定着支援	利用日数	計画値	2	2	3
		実績値	0	1	3
療養介護	利用者数	計画値	20	20	20
		実績値	22	21	20
短期入所 (福祉型)	利用日数	計画値	164	172	181
		実績値	195	232	151
	利用者数	計画値	18	19	21
		実績値	17	22	11
短期入所 (医療型)	利用日数	計画値	42	45	49
		実績値	30	31	19
	利用者数	計画値	7	8	8
		実績値	6	6	3

※令和 2 年度は実績見込

③居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援はほぼ計画値どおりとなりました。自立生活援助については、実績がありませんでした。

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立生活援助	利用者数	計画値	4	6	6
		実績値	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	計画値	54	56	58
		実績値	55	59	61
施設入所支援	利用者数	計画値	67	66	65
		実績値	66	64	64

※令和 2 年度は実績見込

④相談支援

相談支援については、計画相談支援の実績値が年々増加しています。

地域移行支援と地域定着支援については、実績値が計画値を下回りました。

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	利用者数	計画値	83	84	85
		実績値	99	113	124
地域移行支援	利用者数	計画値	2	3	3
		実績値	1	2	0
地域定着支援	利用者数	計画値	2	3	3
		実績値	1	0	1

※令和2年度は実績見込

⑤障害児支援

障害児支援については、児童発達支援では利用日数の実績値が計画値を上回っていますが、利用者数は実績値が計画値を下回っています。

放課後等デイサービスの実績値は増加傾向にあります。

保育所等訪問支援については、利用日数の実績は計画値どおりですが、利用者数の実績値は計画値を下回りました。

障害児相談支援の利用者数の実績値は計画値を下回りましたが、増加傾向です。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用日数	計画値	534	553	573
		実績値	657	603	671
	利用者数	計画値	40	44	48
		実績値	38	35	37
医療型 児童発達支援	利用日数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数	計画値	733	805	885
		実績値	666	759	798
	利用者数	計画値	58	63	68
		実績値	54	58	61
保育所等訪問支援	利用日数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	計画値	27	31	35
		実績値	22	24	29
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

※令和2年度は実績見込

(2) 地域生活支援事業(必須事業)

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で生活していくためには、地域住民の理解を深めることが重要であることから、研修会の実施等さまざまな取組みを実施しました。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有

※令和 2 年度は実績見込

②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動については、実績がない状況となっています。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	無	有
		実績値	無	無

※令和 2 年度は実績見込

③相談支援事業

相談支援事業については、基幹相談支援センターを平成 30 年度に設置するなど、すべて計画どおりとなっています。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害者相談支援事業	事業所数	計画値	3	3
		実績値	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有

※令和 2 年度は実績見込

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、実績値が横ばいとなっています。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	計画値	2	3
		実績値	3	3

※令和 2 年度は実績見込

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するための制度ですが、現在実績がない状況となっています。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	計画値	無	有
		実績値	無	無

※令和 2 年度は実績見込

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は計画を下回り、利用者が減少傾向にあります。手話奉仕員養成研修事業については、実績値が計画値を上回っています。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用者数	計画値	81	83
		実績値	80	43
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	1	1
		実績値	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	利用者数	計画値	40	40
		実績値	59	51

※令和 2 年度は実績見込

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、概ね実績値が計画値を下回りました。

排泄管理支援用具の給付数の実績値は、平成 30 年度は計画値を上回りましたが、令和元年度には下回りました。

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練支援用具	利用者数	計画値	10	10	10
		実績値	0	3	5
自立生活支援用具	利用者数	計画値	18	18	18
		実績値	11	14	5
在宅療養等支援用具	利用者数	計画値	10	10	10
		実績値	11	5	15
情報・意思疎通支援用具	利用者数	計画値	7	7	7
		実績値	6	7	9
排泄管理支援用具	利用者数	計画値	1,900	1,910	1,920
		実績値	1,959	1,832	1,911
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用者数	計画値	5	5	5
		実績値	1	5	2

※令和 2 年度は実績見込

⑧移動支援事業

移動支援については、平成 30 年度と令和元年度において利用時間の実績値が計画値を下回っているものの利用者数の実績値が計画値を上回りました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用時間と利用者数がともに大きく減少する見込みとなっています。

種類			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	利用時間	計画値	4,900	4,920	4,930
		実績値	4,562	4,451	3,876
	利用者数	計画値	508	520	532
		実績値	541	529	421

※令和 2 年度は実績見込

⑨地域活動支援センター

地域活動支援センターの利用者については、就労以外の居場所として精神障害のある人の利用が多くみられます。事業所数、利用者数ともに、実績値は横ばいであり、計画値を下回っています。

種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
地域活動支援センター	事業所数	計画値	1	1	2
		実績値	1	1	1
	利用者数	計画値	234	234	300
		実績値	176	177	177

※令和2年度は実績見込

(3) 地域生活支援事業(任意事業)

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用者については、実績がありませんでした。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	計画値	0	1
		実績値	0	0

※令和 2 年度は実績見込

②日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用者については、実績値が計画値を下回っています。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少する見込みです。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	利用者数	計画値	475	470
		実績値	444	312

※令和 2 年度は実績見込

③社会参加促進事業

すべての種類で実績値が計画値を下回っています。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で障害者スポーツ大会が中止になったことなどにより、スポーツ・レクリエーション開催等事業の実績がない見込みです。

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自動車運転免許取得助成事業	件数	計画値	2	2
		実績値	0	0
自動車改造費助成事業	件数	計画値	3	3
		実績値	0	1
スポーツ・レクリエーション開催等事業	参加者数	計画値	200	240
		実績値	119	0
文化・芸術活動支援	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有
声の広報発行事業	利用者数	計画値	8	10
		実績値	8	6

※令和 2 年度は実績見込

第3章 成果目標及び活動指標

1. 第6期海南市障害福祉計画の成果目標及び活動指標の設定

国では、令和2年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下の7つ（障害児福祉計画含む）の成果目標及び活動指標（以下、成果目標等）について、市町村が役割を担うことを求めています。

そのため、本市においても国の指針を参考にしながら、第6期海南市障害福祉計画及び第2期海南市障害児福祉計画における成果目標等を次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

- ①地域生活への移行者数：令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の数
- ②施設入所者数の削減：令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の施設入所者数

国の指針	①令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する ②令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する
海南市の方針	国の指針に準ずる

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	63 人	
令和5年度末までに地域生活へ移行する者の数	4 人	$(A) \times 6\% \div 4$ 人 (少数点以下切り上げ)
令和5年度末時点の施設入所者数	61 人	$(A) \times (100\% - 1.6\%) \div 61$ 人 (少数点以下切り下げ)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

- ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数
- ③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標値及び評価の実施回数
- ④精神障害者のサービス利用者数の見込み
(地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ①協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する ②保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別） ③協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する ④各サービスの利用が見込まれる者等を勘案して見込みを設定する
海南市の方針	国の指針に準ずる

■活動指標値

項目		数値	考え方
令和5年度中の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	年1回以上開催
令和5年度中の保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健分野	2人	各分野と当事者及び家族からそれぞれ参加者を設定することを想定
	医療分野	3人	
	福祉分野	3人	
	介護分野	1人	
	当事者及び家族	1人	
令和5年度中の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	年1回以上実施
令和5年度中の精神障害者のサービス利用者数の見込み	地域移行支援	3人	地域生活の移行促進により、令和2年度以降、精神障害のある人の利用が増加することを想定
	地域定着支援	4人	
	共同生活援助	22人	
	自立生活援助	1人	

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

成果目標

地域生活支援拠点が有する機能の充実

国の指針	各市町村または各圏域に少なくとも地域生活支援拠点を1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する
海南市の方針	圏域に面的整備での地域生活支援拠点の確保を継続しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討する

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和5年度末時点の地域生活支援拠点の確保の有無	有	面的整備での確保を継続
令和5年度中の地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討の回数	1回	障害者地域自立支援協議会にて検証、検討の場を設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

成果目標

福祉施設から一般就労への移行者数：令和5年度中に一般就労に移行する者の数
 (うち移行支援事業 就労継続支援A型 就労継続支援B型)

国の指針	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする (うち就労移行支援事業 1.3倍以上 就労継続支援A型 1.26倍以上 就労継続支援B型 1.23倍以上)
海南市の方針	国の指針に準ずる

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和元年度中の一般就労への移行者数 (A)	4人	
うち就労移行支援事業の利用者数 (B)	0人	
うち就労継続支援A型の利用者数 (C)	1人	
うち就労継続支援B型の利用者数 (D)	3人	
令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者数 (A')	7人	$(B') + (C') + (D') = 7人$ $(A') \div (A) = 1.75倍 > 1.27倍$
うち就労移行支援事業から一般就労への移行者数 (B')	1人	$(B) \times 1.3 = 0人$ となるため、1人を目標とする。
うち就労継続支援A型から一般就労への移行者数 (C')	2人	$(C) \times 1.26 \div 2人$ (少数点以下切り上げ)
うち就労継続支援B型から一般就労への移行者数 (D')	4人	$(D) \times 1.23 \div 4人$ (少数点以下切り上げ)

②就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

成果目標

就労定着支援事業の利用者数：令和5年度中の、就労移行支援事業等から一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

国の指針	①一般就労移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する ②全事業所のうち7割以上が就労定着率8割以上となる
海南市の方針	①国の指針に準ずる ②現時点で圏域に事業所がないため、本計画では目標を設定せず、サービスのニーズ及び必要性について検討を進める

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和5年度中の、就労移行支援事業等から一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者数	5人	令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者数7人×0.7≒5人 (小数点以下切り上げ)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

- ①障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ①総合的・専門的な相談支援を実施する ②地域の相談支援体制の強化に努める <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を設定する ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する
海南市の方針	国の指針に準ずる

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和5年度末時点の総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	基幹相談支援センターにて実施
令和5年度中の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	48件	本市における過去の実績に基づいた支援件数
令和5年度中の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	24件	圏域における過去の実績に基づいた支援件数
令和5年度中の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	48回	圏域における過去の実績に基づいた実施回数

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

成果目標

- ①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及び実施回数

国の指針	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数を設定する
海南市の方針	国の指針に準ずる

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和5年度中の県が実施する研修への市職員の参加人数	2人	1人×2回
令和5年度末時点の事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	給付費の審査結果を分析・活用し、より効果的・効率的に障害福祉サービス等の提供がされるよう、事業所や関係自治体との情報共有に努める
令和5年度中の事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	

2. 第2期海南市障害児福祉計画の成果目標の設定

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標

- ① 児童発達支援センターの設置
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保
- ④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所設置する ② 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する ③ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保する ④ 令和5年度末までに医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行う
海南市の方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年度末までに少なくとも市内に1か所設置する ② 継続して保育所等訪問支援を利用できる体制を市内に確保する ③ 継続して主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所市内に確保する ④ 令和5年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行う

■ 成果目標値

項目	数値	考え方
令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	令和5年度末までに設置
令和5年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の有無	有	継続して確保する
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	継続して確保する
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の有無	有	障害者地域自立支援協議会で意見を伺いながら令和5年度末までに設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	令和5年度末までに配置

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

1. 訪問系サービス

■サービスの概要

種類	内容
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的障害・重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護を行う
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援を行う
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行う
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護を行う

■サービス見込量

訪問系サービスは、過去の実績に基づき見込んでいます。

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	利用時間（時間/月）	2,745	2,827	2,912
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	133	135	138

■サービス見込量確保の方策

居宅介護等の訪問系サービスは、障害のある人が生まれ育った地域で生活する上で必要不可欠な支援であり、今後、障害の重度化、高齢化等が進む中で、需要が増えるものと見込み、サービス提供基盤の強化及び人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

2. 日中活動系サービス

■サービスの概要

種類	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供する
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を目指し、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供を行う 「A型」は、事業所内において雇用契約に基づき労働機会を提供する 「B型」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動を提供する
就労定着支援	一般就労に移行した障害のある人に対し、相談を通じて就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題を把握するとともに事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間提供する
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行う
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な人に対して、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う

■サービス見込量

日中活動系サービスは、原則として過去の実績に基づき見込んでいます。

就労移行支援及び就労定着支援については、福祉施設から一般就労への移行促進目標との整合性を図り、利用が増加することを見込んでいます。

(1) 生活介護

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数(人日/月)	2,627	2,653	2,680
	利用者数(人/月)	132	132	132

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用日数(人日/月)	16	16	16
	利用者数(人/月)	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	利用日数(人日/月)	246	246	246
	利用者数(人/月)	15	15	15

(3) 就労移行支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用日数（人日/月）	95	114	133
	利用者数（人/月）	6	6	7

(4) 就労継続支援（A型・B型）

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	利用日数（人日/月）	856	873	890
	利用者数（人/月）	43	44	45
就労継続支援（B型）	利用日数（人日/月）	3,092	3,185	3,280
	利用者数（人/月）	181	184	188

(5) 就労定着支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数（人/月）	4	5	6

(6) 療育支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数（人/月）	20	20	20

(7) 短期入所

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	利用日数（人日/月）	186	212	241
	利用者数（人/月）	22	25	28
短期入所（医療型）	利用日数（人日/月）	32	33	34
	利用者数（人/月）	6	6	6

■サービス見込量確保の方策

身近な場所で生活する上で障害のある人が希望する日中活動の場が確保できるよう、障害者地域自立支援協議会や各種団体からの意見等も参考にしながら、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、希望するサービスが利用できる提供体制の確立に努めます。

また、引き続き障害のある人の一般就労に向けて、適切な支援ができるよう努めます。

3. 居住系サービス

■サービスの概要

種類	内容
自立生活援助	施設入所や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障害のある人に対し、一定期間定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者の相談等に随時対応する
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活援助（グループホーム）で夜間に行われる相談や入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行う
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護を行う

■サービス見込量

共同生活援助（グループホーム）は過去の実績に基づき見込んでいます。

施設入所支援は、成果目標との整合性を図り、利用者が減少することを見込んでいます。また、自立生活援助は、これまでの利用実績はありませんが、アンケート等により利用ニーズがあるため、令和5年度に1人利用することを見込んでいます。

（1）自立生活援助

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	1

（2）共同生活援助

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数（人/月）	64	67	71

（3）施設入所支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数（人/月）	63	61	60

■サービス見込量確保の方策

自立生活援助は、引き続き、サービスの周知に努め、利用ニーズに応じて対応します。

また、長期入院患者や施設入所者等の地域移行を促進するため、市のグループホーム整備費補助事業等について周知し、共同生活援助を担う事業所の新規開設を促すとともに、地域において障害のある人がグループホーム等で生活することへの住民理解を深める啓発活動を行い、必要量の確保に努めます。

施設入所支援は、利用者の状況に応じた支援が行われるよう、利用者の把握に努めます。

4. 相談支援

■サービスの概要

種類	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する人に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整や定期的な検証等を行う
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う

■サービス見込量

計画相談支援は、令和元年度からサービス等利用計画の定期的な検証の期間が一部短縮された影響を勘案した上で、支給決定者数の過去の推移から見込んでいます。地域移行支援及び地域定着支援については、福祉施設等から地域生活への移行促進により、利用者が増加することを見込んでいます。

(1) 計画相談支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	134	144	154

(2) 地域移行支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数（人/月）	1	2	3

(3) 地域定着支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	利用者数（人/月）	2	3	4

■サービス見込量確保の方策

利用者のニーズに沿った支援が提供できるよう、相談支援事業所等と連携を図りながら相談支援体制の充実とサービス提供体制の確保に努めます。

第5章 障害児に関するサービスの見込量と確保方策

1. 障害児支援

■サービスの概要

種類	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学の障害のある子どもに、医療的管理のもと理学療法等の機能訓練や支援を行う
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対し、授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子どもが、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、保育所等を訪問し、本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があるために外出が著しく困難な未就学の障害のある子どもに、居宅を訪問して発達支援を行う
障害児相談支援	上記のサービスを利用する場合に、支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整や定期的な検証等を行う
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な子どもに対する支援を調整できるコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する

■サービス見込量

障害児支援に関するサービスは、過去の実績に基づき見込んでいます。

ただし、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、これまで利用実績がないため、今後の利用ニーズに応じた対応を検討します。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは令和5年度に1人配置することを見込んでいます。

(1) 児童発達支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数(人日/月)	671	671	671
	利用者数(人/月)	37	37	37
医療型児童発達支援	利用日数(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0

(2) 放課後等デイサービス

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用日数(人日/月)	870	948	1,033
	利用者数(人/月)	65	69	73

(3) 保育所等訪問支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用日数(人日/月)	1	1	1
	利用者数(人/月)	1	1	1

(4) 居宅訪問型児童発達支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0

(5) 障害児相談支援

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数(人/月)	33	38	44

(6) 医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置	配置人数(人/月)	0	0	1

■サービス見込量確保の方策

障害のある子どもや療育が必要な子どもが身近な地域で適切に支援が受けられるよう、福祉サービス事業所をはじめ、医療機関、教育、保育等関係機関との連携を図り、さまざまなケースに対応できる相談支援体制の確立に努めるとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1. 必須事業について

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの概要

種類	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■サービス見込量確保の方策

障害のある人が地域で生活するためには、地域住民の障害に対する理解を深めることが重要であることから、障害者地域自立支援協議会等関係機関と連携し、研修会や啓発活動を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの概要

種類	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

■サービス見込量確保の方策

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）が行える体制の整備に努めます。

(3) 相談支援事業

■サービスの概要

種類	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う
基幹相談支援センター	権利擁護、虐待の防止や障害者地域自立支援協議会の運営をはじめ、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応等、地域の相談支援の中核的な役割を担う
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施する
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	事業所数	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

■サービス見込量確保の方策

相談支援事業所は、障害のある人の地域生活を支える中心的な支援者として重要な役割を担っています。基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を引き続き強化し、複雑多様化している相談業務の対応に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの概要

種類	内容
成年後見制度利用支援事業	身寄りがいない等、親族等による後見等開始の審判の申立てができない障害のある人や成年後見制度を利用するために必要となる経費の負担が困難な障害のある人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	4	4	5

■サービス見込量確保の方策

成年後見制度は障害のある人の権利擁護を推進するために必要な制度であり、養護者の高齢化等が進む中で、今後ますますニーズが多くなっていくものと考えられます。そのため、引き続き成年後見制度の周知及び利用の促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの概要

種類	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、障害のある人の権利擁護を図る事業

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

■サービス見込量確保の方策

法人後見制度に対する普及及び利用の促進を図るとともに、関係機関と連携し、法人後見支援事業の実施に向けた体制整備の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの概要

種類	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置する
手話奉仕員養成研修事業	手話の普及啓発等のため手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数（人/年）	39	39	43
手話通訳者設置事業	配置数（人/年）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	利用者数（人/年）	49	50	51

■サービス見込量確保の方策

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の意思疎通支援を推進するため、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業を引き続き実施するとともに、市役所等に手話通訳者を配置することで窓口における手続きが円滑に進むよう努めます。また、手話奉仕員を養成するための手話講習会を開催することで、手話奉仕員の確保並びに質の向上に取り組みます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの概要

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用者数(件/年)	5	5	5
自立生活支援用具	利用者数(件/年)	5	5	5
在宅療養等支援用具	利用者数(件/年)	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	利用者数(件/年)	9	9	9
排泄管理支援用具	利用者数(件/年)	1,942	1,973	2,004
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用者数(件/年)	3	4	5

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の日常生活上における利便性の向上につなげるため、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

(8) 移動支援事業

■サービスの概要

種類	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行う

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用時間（時間/年）	4,207	4,538	4,869
	利用者数（人/年）	457	493	529

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の社会参加・余暇活動等のために必要な事業であるため、今後も利用者のニーズを把握しながら、必要なサービス量の確保及び事業の推進に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■サービスの概要

種類	内容
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	事業所数	1	1	1
	利用者数	180	180	180

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の身近な社会参加の場として重要な役割を担っているため、関係機関と連携を図り支援体制を整え、広く情報提供することにより利用の促進に努めます。

2. 任意事業について

(1) 日中一時支援事業

■サービスの概要

種類	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することや介護者負担の軽減を図る

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数（人/年）	341	371	401

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の日中活動の場や家族等介護者の負担軽減を図るため、重要な役割を担っています。利用を希望する人が身近な施設において利用可能となるよう、サービス事業所の確保に努めます。

(2) 社会参加促進事業

■サービスの概要

種類	内容
自動車運転免許取得助成事業	一定の障害のある人に、自動車の運転免許の取得に必要なとなった費用の一部を助成する（助成限度額あり）
自動車改造費助成事業	一定の障害のある人に、所有する自動車を自ら運転できるようにするための改造に必要なとなった費用の一部を助成する（助成限度額あり、所得制限あり）
スポーツ・レクリエーション開催等事業	各種障害者スポーツ教室や講座の開催、障害者スポーツ大会等への積極的な参加を促し、社会参加の向上を図る
文化・芸術活動支援	障害のある人の創作活動の場づくりの支援や文化施設が利用しやすくなるよう支援に努め、文化・芸術活動による社会参加の向上を図る
声の広報発行事業	視覚障害等で広報紙を読むことが困難な人に、広報紙の内容を音声化したCDを希望により送付する

■サービス見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得助成事業	件数	1	1	1
自動車改造費助成事業	件数	2	2	2
スポーツ・レクリエーション開催等事業	参加者数	96	108	119
文化・芸術活動支援	実施の有無	有	有	有
声の広報発行事業	利用者数	6	6	6

■サービス見込量確保の方策

自動車運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業については、障害のある人の社会参加がより促進されるよう、情報提供に努めます。また、スポーツ・レクリエーション開催等事業については、障害者スポーツ教室、各種スポーツ大会への参加等を通じ、障害のある人がスポーツに触れる機会の提供に努めます。文化・芸術活動支援については、障害のある人が文化・芸術活動等に参加しやすくなるよう、施設の使用料の負担軽減等に努めるとともに、創作活動や活動発表の場の提供に努めます。